

令和5年5月2日

保護者各位

登別市立登別小学校長  
松田周一

5月8日（月）以降の朝の健康観察（google forms 投稿）について

平素より、本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和元年12月からの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保護者の皆様におかれましては、登校前の児童の健康観察ならびに検温記録、報告についてお願いしていたところでございます。約3年にわたる期間、朝のお忙しい時間帯にもかかわらず、お子さまの心身の健康管理ならびに、子どもたちの安心・安全な学校生活に対し、ご理解とご協力を頂きましたこと、心よりお礼申し上げます。

国の指針の変更に伴い、5月8日（月）より、新型コロナウイルス感染症の感染症分類が2類相当から、5類に変更になりますことから、現在、ご家庭にご協力いただいております、朝の健康観察（google forms 投稿）や、その他ご家庭に引き続きご協力いただきたいことについて、以下の通り記載してございます。引き続き、家庭と学校が連携を密に、お子さまの健やかな成長を支えていきたいと思っておりますので、何卒、ご協力をお願い申し上げます。

## 記

### <朝の健康観察 Forms について>

- ① お子さんが「登校する場合」は、Forms 投稿しなくて問題ありません。
- ② 遅刻、欠席、早退の場合は、引き続き、forms をご活用いただき、ご連絡ください。  
※連絡が長文になる場合など、お手間がかかる場合、直接の連絡が必要な場合などには、お電話でも問題ありませんが、回線が込み合う可能性がありますので、Forms をご投稿いただけますと幸いです。
- ③ Forms の投稿の際に、体温の入力が必須となっておりますが、体温入力は任意項目に変更します。特に、遅刻や早退、家事都合による欠席連絡の場合は、体温入力は不要です。
- ④ 病欠欠席、感染症による欠席の場合は、体温を含め、症状もご入力いただけますと幸いです。
- ⑤ 朝、お子さんに、発熱、下痢、嘔吐、発疹など、体調不良の状況がある場合や、新型コロナウイルスに限らず感染症感染の疑いがある場合は、登校せず、病院受診や自宅での療養に努めてください。

### <5月8日以降の、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する 出席停止の期間 について>

学校保健安全法の改正により、以下の通りとなります。

- ①発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ②無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで。  
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。  
※発症した日や症状が軽快した翌日を1日目して起算します。  
例) 発症日が5月10日→5月11日が1日目。  
症状軽快日が5月16日→5月17日で1日経過。5月18日から登校可。

③出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、できる限りマスク着用の上登校させてください。なお、平常時のマスクの着用については、あくまでご家庭・個人の判断になりますことから、感染の有無やマスクの着用の有無によって 差別・偏見等がないよう、引き続き適切に指導してまいります。

<5月8日以降の 感染症に関する出欠席の取扱いについて>

以下の通り変更となります。

	今まで	これから
① 発熱等、風邪症状（未受診でコロナウイルスかどうか判断がついていない）がある場合	出席停止	病欠席
② 出席停止となる感染症（コロナを含む）となった場合	出席停止 （感染症により、期間が異なります。）	出席停止 （感染症により、期間が異なります。）
③ 新型コロナウイルスの、いわゆる「濃厚接触者」となった場合	出席停止	登校できます
④ ③の状況など、感染はしていないが、「この後の感染不安」があり、家庭の判断により欠席させたい場合	出席停止 （不安による）	登校できますが お休みする場合は、事故欠席 （家庭の都合）

※④の場合において、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合、また、お子さま自身に基礎疾患がある場合など、登校への不安がある場合は、学校までご相談ください。

<その他>

① これから、大型連休に入ります。連休中に、学校に連絡をする必要がある状況が生まれた場合は、健康観察用 Forms に、簡単な状況と、折り返しのお電話連絡先をご記入ください。確認した管理職が、お電話申し上げます。（夏休み・冬休みも同様です。）

ご不明・ご心配な点がございましたら、学校（83-1014）までご連絡ください